

高畠町農業経営基盤の強化の促進に

関する基本的な構想

平成18年12月

高 畠 町

目 次

1. 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
2. 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に 関する営農の類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標	6
3. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 農用地の利用の集積に関する目標	6
4. 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	8
5. 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項	20
6. 特定法人貸付事業に関する事項	24
7. 高畠町の全部又は一部を事業の実施地区として 農地保有合理化事業を行う法人に関する事項	25
8. そ の 他	26

別 紙

1. (1) 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標	27
(2) 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標	32
2. 第4の1 (1) ⑤関係	33
3. 第4の1 (2) 関係	35

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

- 1 高畠町は、山形県の東南部置賜盆地の東端に位置し、東に奥羽山脈を境として東部の山嶺は南北に連なり、その幾つかの丘陵は西部の盆地に向かって走り、この丘陵の山麓に沿って西に流れる屋代川、和田川、砂川、天王川などの河川が、盆地中央部の沃野を潤している。これらの条件を生かしての稲作及び傾斜地を利用した果樹地帯からなる豊かな生産緑地帯が拓けている。

気候は、西から南にかけて飯豊山系に囲まれた、盆地の東に位置しているため盆地的気候に支配され、年平均気温 11.9℃、年間平均降水量 1,281 mm、最高積雪深平均は 122cm である。

降霜は、11月が最も多く、春期晩霜は4月下旬から5月上旬にかけてあり、気温の変化が比較的大きな地域である。

- 2 高畠町の農業構造については、昭和40年代後半より優良企業誘致施策に基づき、工業団地の立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加してきている。農家戸数は、1,933戸（平成17年）で、うち専業農家210戸（10.9%）、第1種兼業農家566戸（29.3%）、第2種兼業農家1,157戸（59.8%）と農外収入を主とする第2種兼業農家の占める割合は相変わらず高くなっており、一層の兼業の進化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、経営規模別農家数を見ると3haを分岐点として、それ未満の階層では減少しそれ以上の階層では大規模階層へ移行する傾向が現れている。これまで農地の資産的保有傾向が強く安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地流動化が、顕著な進展を見ないまま推移してきたが、最近になって、兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交替等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

一方、中山間地域である二井宿及び和田地区などにおいては、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあることから、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

このような中で、農業・農村の持つ多面的機能を発揮し、効率的かつ安定的な農業経営を中心として農産物等の地域資源を活用したさまざまな取り組みを地域ぐるみで

進めて行くことによって、農業・農村の振興を図っていくことが必要である。

- 3 高島町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農家経営を育成する。

また、当面効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難である等の地域実情に即し、地域農業の維持・発展のために必要な集落営農体制の構築を前提とした多様な担い手の位置付けを明確にすることにより、本町農業の健全な発展を図るものとする。

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保

具体的な経営の目標は、高島町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農家経営の発展をめざし農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人あたり400万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことをめざす。

(2) 地域の実情に即した多様な担い手の位置付け

地域において専門的な土地利用型農業経営が確保されているか、または確保される見込みがある場合には、これらの農業経営を地域における土地利用型農業の担い手として明確に位置付け、これを中心とした集落営農体制の確立をめざすものとする。

一方、地域において専門的な土地利用型農業経営がなく、また将来的にも確保される見込みがない場合には集落営農組織等の育成を図り、これを中心とした集落営農体制の確立を目指すものとする。

このような集落営農体制を実現するために育成すべき集落営農組織等としては、

- ① 集落内外の専門的な土地利用型農業経営が中心となり兼業農家や高齢農家がこれを補完する組織
- ② 農業生産法人を中心とする組織
- ③ 集落内の兼業農家や高齢農家が中心となる組織
- ④ 高島町や農業協同組合が関与する専門的な土地利用型農業経営からなる広域的組織

⑤ 農作業の請負を業とする事業者を中心とする組織

⑥ 上記組織等の混成組織

が想定される。

どのようなタイプの集落営農組織等が望ましいかは、地域の実情によるが、特に集落を単位とした生産組織については、農地管理等の面において重要な役割を担っている現状を踏まえ、特に、地域において将来的にも専門的な土地利用型農業経営が確保される見込みがない場合には、このような組織自体の協業経営化（経営を一本化した生産組織）を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への発展を図るものとする。

4 高島町は、将来の本町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的な条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展をめざすにあたってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、高島町は、農業委員会・農業協同組合・県農業技術普及課等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、高島地域担い手育成総合支援協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営をめざす農業者や、その集団及びこれらの周辺農家に対して上記の高島地域担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成相互の連携が図れるように誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これらの農地の流動化に関しては、農業協同組合の支店活動を核とし土地利用調整を図るとともに、全町的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業上の利用を図る農地とそれ以外の農地とに区分し、農業上の利用の増進を図る農地については、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、県農業技術普及課の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や周年農業、さらには新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営をめざす者のみならず、その他サラリーマン農家にも法、その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、高島町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とする事業の実施にあたっては、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

- 5 高島町は、高島地域担い手育成総合支援協議会において、認定農業者または、計画認定期間が満了する農業者、今後新しく認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び研修会の開催し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を推進する。

特に、大規模畜産をめざす農業経営が展開しつつある二井宿及び和田地区においては、環境に配慮した畜舎の設備や堆肥舎の整備を進めるとともに、適切な資金計画の下に施設への投資を行っていくため、支援協議会の下に農業協同組合の融資担当者等による資金計画に係る研修、濃密な指導を実施する。

また、稲作単一からの脱却を図ろうとする糠野目地区においては、新規の集約的作物導入を図るため、支援協議会の下に、マーケティング面からの検討を行い、産地化をねらいとした戦略的振興作物を選定した上で、その栽培に関する濃密指導を行い、水稲と組み合わせて、周年的な安定生産のできる複合経営としての発展に結びつける。

さらに、ぶどうを中心として園芸作物の振興が図られている亀岡、屋代地区におい

ては、水田転換畑において労働力の重ならない新規作物の拡大を集団で推進し、機械化・施設化など一層の経営の安定化を図る。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に高畠町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、高畠町における主要な営農類型についてこれを示すと別紙1のとおりである。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

1 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
60%	

(注) 1 「効率かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲について耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

2 目標年次は概ね10年先とする。

2 地域の農業をいかに展開するかという将来展望を、地域自らの総意と合意に基づき描くことを基本としながら、次の施策を重点的に推進することとし、気象条件、土地

条件に適合した経営の複合化と販路の確保を積極的に推進する。

- (1) 稲作を中心とする土地利用型農業については、一層の規模拡大、あるいは稲作と他作物との複合化の推進を図るため、極力連担した形での農地の集積を図るとともに、地域の条件に適合した適正な品種構成の確立、省力化と低コスト化のための直まき等の先進技術の普及、土壌改良、地域輪作体系の導入、ライスセンターを通しての品質の均一化、ほ場の大区画化等の農業生産基盤の整備等を、相互に十分連動させながら推進する。

また、大豆、麦、飼料作物等の振興への対応を契機とした転作田の団地化を積極的に推進し、併せて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者及び育成すべき集落農業組織等による農作業受託等を支援して、省力低コスト生産を図ることにより、これら経営の発展を図るものとする。

- (2) 野菜・花卉については、生産者組織を育成し、栽培の集団化と栽培技術の高位平準化及び品質規格の統一を図るとともに、周年的な安定生産のため、ハウス施設の導入を普及する。

- (3) 果樹については、消費者嗜好に即した優良品種、品質への転換を図り、機械化、施設化等の生産基盤を整備するとともに、防除、管理、収穫等の機械化作業体系を確立し、労働負担の軽減を図る。また、良質果実を安定的に計画的に出荷するために系統を中心とした共販体制、規格の統一を図る。さらに、加工用ぶどうの栽培を促進する。

- (4) 畜産については、国際化の進展等に的確に対応できる経営能力に優れた経営体の育成、機械の共同利用や耕種農家との連携による自給飼料の拡大による低コスト化を図り、規模拡大と新技術の導入を行い、優良家畜の導入及び生産技術向上による生産施設の改善とヘルパー制度の積極的活用による省力化を推進する。

- (5) 有機農業については、少農薬栽培を含め盛んに行われていることから、支援体制を確立し、環境と調和した持続性の高い農業の推進を図る。

- (6) 中山間地域にあつては、気象条件、土壌条件に適合した山菜も含めた園芸作物、畜産物、特用林産物を取り入れた経営の合理化と販路の確保を積極的に推進する。

- (7) 市場、消費者から農産物の高い評価を得られるよう、農産物の産地の形成・販路の拡大に必要な市場動向と産地情報の迅速・的確な収集・提供のための体制の整備を関係機関・団体の密接な連携の下に推進する。

- (8) 経営体の法人化を含めた経営管理能力の向上については、山形県農業会議、農業協同組合中央会及び県農業技術普及課の指導を受け、町、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体の密接な連携の下に、指導を推進する。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

高島町は、山形県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

高島町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地保有合理化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農作業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（カ）までに掲げる要件のすべて（農業生産法人にあっては、（ア）、（ウ）、（オ）及び（カ）に掲げ

る要件のすべて)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) 利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(エ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(オ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいるものとする。

(カ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(オ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、質借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)から(ウ)に掲げる要件(農業生産法人にあっては、(ア)及び(ウ)に掲げる要件)のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第3項に規定する事業を行

う農業協同組合、法第4条第2項に規定する農地保有合理化事業を行う農地保有合理化法人又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地保有合理化法人が利用権の設定等を行う場合にはこれらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

- ④ 農業生産法人の組合員又は社員が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農業生産法人による利用権の設定等を行うため農業生産法人の構成員が利用権の設定等を受ける場合には、当該農業生産法人の経営の育成に資するものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑤ ①から④に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。
- ⑥ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は、別紙3のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 高島町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地につい

ての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成にあたっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地保有合理化法人を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の運用について」（平成5年8月2日付け5構改B第848号農林水産省構造改善局長通知。以下「運用通知」という。）別記様式第4号に定める様式による開発事業計画書を提出させる。

② 高島町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期間

① 高島町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 高島町は、農用地利用集積計画の定めるところにより、設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

① 高島町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、高島町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 高島町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農用地の集団化と相まって農用地の利

用の集積を図るため、利用権設定等促進事業が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②及び③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 高島町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 高島町は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、高島町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 高島町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の用に該当するものに限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定するものが設定（又は移転）を受ける権利等の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分も含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

高島町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

(9) 公告

高島町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑤までに掲げる事項を高島町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

高島町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

高島町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

2 農地保有合理化事業の実施の促進に関する事項

(1) 高島町は、県下一円を区域として農地保有合理化事業を行う山形県農業公社との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(2) 町、農業委員会、農業協同組合は、農地保有合理化法人が行う中間保有・再配分機能を生かした農地保有合理化事業を促進するため、農地保有合理化法人に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

高島町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規程する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法23条第1項に規定する要件を備えるものについては、運用通達別記様式第6号の認定申請書を高島町に提出して、農用地利用規定について高島町の認定を受けることができる。

② 高島町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 高島町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を高島町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規程する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の受託を受けて農用地の利用の集積を行う農業生産法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業生産法人を除き、農業生産法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人の又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の受託に関する事項

③ 高島町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の受託を受けること、又は特定農業団体が当該申請に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であ

ると認められること。

- ④ ②で規定する事業が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 高島町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

- ② 高島町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県農業技術普及課、農業委員会、農業協同組合、農地保有合理化法人（山形県農業公社）等の指導、助言を求めてきたときは、高島地域担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

高島町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

高島町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農業協同組合等市町村段階の農地保有合理化法人の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べ遅れている農業従事の態

様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

高島町は、1から5までに掲げた事項の推進にあたっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 高島町は県営亀岡地区農免農道事業、同亀岡2期地区農免農道整備事業による農道の整備促進を通じて、農業生産物の流通合理化を図るとともに、生産団地の整備を促し農村環境の改善を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 高島町は、山崎地区県営かんがい排水事業、竹森地区水田畑地化事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の排水不良を解消するとともに、水田汎用化による畑作の本格的栽培が可能なほ場を整備し、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

ウ 高島町は小其塚地区経営体育成基盤整備（ほ場整備）事業、国営かんがい排水事業関連の経営体育成基盤整備（ほ場整備）事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進め、効率的かつ安定的な農業経営をめざす農業者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

エ 高島町は、米沢平野二期地区国営土地改良（かんがい排水）事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、農業用水の安定確保、施設機能の回復及び維持管理費の軽減を図る。

オ 高島町は、農地・水・環境保全向上対策事業により農地・水・農村環境を守る共同活動への支援及び、地域の環境保全に向けた先進的な営農活動を支援する。

カ 高島町は、「米づくりの本来あるべき姿」の実現に向け、農業者、農業者団体の主体的な需給調整システムへの円滑な移行を積極的に支援する取り組みによって需要に応じた生産を促進し、地域の創意工夫をさらに進める方向で産地づくり対策を推進する。

キ 高島町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

高島町は、農業委員会、県農業技術普及課、農業協同組合、土地改良区、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別行動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地保有合理化法人は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、高島地域担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとする。

第5 遊休農地の農業上の利用の増進に関する事項

1 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地並びにこれらの農地のうち農業上の利用の増進を図る必要があるものの所在

(1) 遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地

高島町における遊休農地は、二井宿、高島、屋代及び和田の各地区の中山間部に存在し、一方、土地基盤整備が進んでいる平坦部水田地区には少なく、その面積は総計で311.5haとなっている。

また、今後5年～10年間を見通して、遊休農地となるおそれがある農地については、後継者が見込まれない高齢農家の営農の見込み、水田における不在村農地所有者の状況及び最近の相続の動向、土地持ち非農家の農地の貸付意向、認定農業者等担い手の状況並びに基盤整備の未整理地区（安久津、相森、一本柳など）の状況等からみて、二井宿、高島、屋代及び和田地区等を中心に82.6ha存在しているとみられる。

(2) 要活用農地

遊休農地及び遊休農地となるおそれがある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、今後、担い手へ利用集積するなど地域農業の振興を図る上で重要であり、

農業上の利用の促進を図る必要がある農地（以下「要活用農地」という。）は、二井宿、高島、屋代及び和田の各地区等を中心に 117.4ha 存在している。

[遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在等]

単位：ha

	遊休農地等	うち遊休農地		うち遊休農地になるおそれがある農地		
		要活用農地	うち要活用農地		うち要活用農地	
高島地区	105.2	31.9	83.4	16.6	21.8	15.3
二井宿地区	79.0	7.0	69.8	1.5	9.2	5.5
屋代地区	132.8	35.7	108.5	18.7	24.3	17.0
亀岡地区	7.1	4.3	4.4	2.3	2.7	2.0
和田地区	61.4	31.5	40.4	18.9	21.0	12.6
糠野目地区	8.6	7.0	5.0	4.1	3.6	2.9
合計	394.1	117.4	311.5	62.1	82.6	55.3

(注) 1. 遊休農地等及び要活用農地の具体的な所在は別添図に示す。

2. 別添図には、要活用農地を①直ちに利用可能 □(水色) ②直ちに利用は困難(橙色)に区分する。

(3) その他

遊休農地等のうち要活用農地以外に区分された農地については、地域の状況等により、林地化や景観形成作物の作付け等農業生産以外の利用を進めるものとする。

2 認定農業者に対する要活用農地の利用の集積その他要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策に関する事項

(1) 要活用農地の農業上の利用の増進に関する基本的な取組

- ① 高島町は、要活用農地について利用権設定等促進事業、農地保有合理化事業・農用地利用改善事業の実施を促進する事業、土地基盤整備事業等遊休農地の発生防止・解消のための事業を積極的に実施するとともに、農業委員会等との連携を

図り担い手への利用集積を進めるものとする。

- ② 高島町農業委員会は、要活用農地について定期的に巡回・点検を行い、特に必要があると認めるときは、当該要活用農地の所有者又は当該要活用農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者(以下「使用収益権者」という。)に対し、農業上の利用の増進を図る旨の指導を行うとともに、当該要活用農地に利用権の設定等を行うことが望ましいと考えられる場合は、相手方の紹介、あっせん等を行う。
- ③ ②の指導をした場合においてなお当該指導に係る要活用農地が相当期間耕作の目的に供されないとき、又は当該指導をすることができないときは、町に対し、当該要活用農地が特定遊休農地である旨の通知をするよう要請するなど必要な措置を講ずるよう積極的に働きかけるものとする。
- ④ 働きかけを受けた町は、法第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当該要活用農地の農地所有者(使用収益権がある場合には、その者。以下「農地所有者等」という。)に対する特定遊休農地である旨の通知又は農地所有者等を確知することができない場合における特定遊休農地である旨の公告を行う。

また、特定遊休農地である旨の通知を受けた農地所有者等が、法第 27 条の 2 第 2 項の規定に基づき届け出た計画に、当該特定遊休農地の利用権の設定等についてあっせんを受けたい旨の記載があるときは、町は、農業委員会にその旨を通知し、農業委員会による調整活動を促すなど、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体との連携の下、要活用農地の認定農業者等への利用集積の促進その他要活用農地の農業上の利用の増進に係る対策を講ずるものとする。

- ⑤ 上記の①から④までの措置によってもなお基本構想の達成に支障が生ずるおそれがあると認められる場合は、町は、法第 27 条の 3 第 1 項の規定による特定遊休農地の農業上の利用の増進に関する勧告をするものとする。
- ⑥ ⑤の勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、町は、当該勧告に係る特定遊休農地の利用権の設定等を希望する農業協同組合、山形県農業公社、町又は特定農業法人のうちから利用権の設定等に関する協議を行う者を指定して、その者が利用権の設定等に関する協議を行う旨を当該勧告を受けた者に通知するものとする。

なお、指定については、次に掲げる区分に応じてそれぞれに定める者に対し行うものとする。

ア 当該勧告に係る特定遊休農地が、特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にある場合 農業協同組合若しくは山形県農業公社
又は当該特定農用地利用規程において定められてた特定農業法人

イ アに掲げる場合以外の場合 農業協同組合又は山形県農業公社

⑦ ⑥の規定により協議を行う者として指定された者は、次に掲げる事項について積極的に行うものとし、これらにより特定遊休農地の利用権の設定等を受けた場合には、本基本構想の達成に資するよう当該特定遊休農地の農業上の利用の増進に努めるものとする。

ア ⑥の通知があった日から起算して6週間を経過する日までの間、当該通知を受けた者と当該通知に係る特定遊休農地の利用権の設定等に関する協議を行うこと

イ ⑥の規定による協議が調わず、又は協議をすることができないときは、⑥の通知があった日から起算して2月以内に、山形県知事に対し、その協議に係る利用権の設定等につき必要な調停をなすべき旨を申請すること

ウ イの調停が整わないときは、当該調停の案に係る勧告があった日から起算して6月以内に、山形県知事に対し、当該勧告に係る特定遊休農地について、特定利用権（農地についての耕作を目的とする賃借権をいう。）の設定に関し裁定を申請すること

⑧ 高畠町は、特定遊休農地における病虫害の発生、土石の堆積等の事由により、当該特定遊休農地の周辺の地域における農用地に係る営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な限度において、当該特定遊休農地の農地所有者等に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずるものとする。

⑨ ⑧の命令に係る期限までにその命令に係る措置を講じないとき、当該命令を行うべき特定遊休農地の農地所有者等を確知することができないとき等に該当する場合は、高畠町自らその支障の除去等の措置を講ずる。なお、支障の除去等の措置に要した費用については、特段の事由がない限り、当該特定遊休農地の所有者等に負担させるものとする。

(2) 要活用農地の計画的解消

高島町は、現状の要活用農地 117.4ha (1の(2)で示した要活用農地面積の合計) について、計画的にその解消を図る必要があることから、直ちに利用可能な地区については、今後1年程度を目途に解消を図るとともに、その他の地区については、各種指導や事業の導入により、おおむね5年以内の解消に努めるものとする。

(3) 要活用農地の農業上の利用の増進を図るための具体的施策に関する事項

要活用農地の農業上の利用の増進を図るため、以下の施策を推進することとする。

[要活用農地の農業上の利用の増進を図るための施策]

施策名	地区名	実施予定 年 度	施策の概要
農業生産基盤整備事業	小其塚地区	平成 15～19	区画整理 62.3ha
	一本柳地区	平成 23～28	区画整理 57ha、暗渠排水 5ha、客土 5ha
	竹森地区	平成 18～19	暗渠排水 5.7ha、客土 1.4ha
農地保有合理化事業	要活用農地 所在地区	平成 18～27	要活用農地の借入れ及び貸付け
農用地利用集積事業	要活用農地 所在地区	平成 18～27	要活用農地の利用権設定
中山間地域直接支払	二井宿、屋代 和田地区	平成 18～21	集落協定に基づく農地の維持管理、 農道、畦畔、水路の共同管理

第6 特定法人貸付事業に関する事項

高島町においては、遊休農地が中山間地域の条件の悪い急傾斜地にある樹園地等を中心に増加傾向にあり、また、その所在も分散していると考えられるが、その実態の詳細については十分に把握されていない状況にある。

また、今後10年間を見通して、農家数の減少や農業就業者の高齢化の進行、農業者の世代交代の進展等により、担い手の少ない中山間地域を中心に高齢農家等が所有する農地の受け手が確保できないことや複合経営の拡大等により労働力の確保が困難になるなど、遊休農地となるおそれのある農地も全町的に見込まれることから、比較的平坦で

作業上も良好である農地を要活用農地とし、担い手や特定農業法人又は特定農業団体(以下「担い手等」という。)への利用集積を積極的に図り、要活用農地の解消に努めることから特定法人貸付事業は当面実施しないこととする。

第7 高島町の全部又は一部を事業の実施地区として農地保有合理化事業を行う法人に関する事項

高島町は、当町を区域として行う農地保有合理化事業の実施主体を山形おきたま農業協同組合とする。山形おきたま農業協同組合が行う農地保有合理化事業の推進にあたっては、県下一円で同事業を実施する山形県農業公社との連携の下に実施するものとする。山形おきたま農業協同組合が行う農地保有合理化事業は、次に掲げる事業の範囲内において実施するものとする。

- ① 利用権設定等促進事業につなげるための農業委員会等の集団的な土地利用調整に基づいて行う貸借事業(借り入れた農用地等については、担い手農家等に貸し付けるまでの間、適切な管理を行う。)
- ② 保有する農用地等を利用して新規に就農しようとする者等に対する研修その他の事業
- ③ 農用地等を売り渡すことを目的とする信託の引受けを行い、及び当該信託の委託者に対し当該農用地等の価格の一部に相当する金額の無利子貸付を行う事業
- ④ 農用地等を貸付けの方法により運用することを目的とする信託の引受けを行う事業
- ⑤ 法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画に従って設立され、又は資本を増加しようとする農業生産法人に対し次に掲げるいずれかの出資を行い、及びその出資に伴い付与される持分又は株式を当該農業生産法人の組合員、社員又は株主に計画的に分割して譲渡する事業
 - (ア) 農地売買等事業により買い入れた農用地等の現物出資
 - (イ) ①から③までに掲げる事業により売り渡し、交換し、若しくは貸し付けた農用地等又は(ア)の現物出資に係る農用地等を利用して当該農業生産法人が行う農業経営の改善に必要な資金の出資

第8 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附則

この基本構想は、平成18年12月25日から施行する。

別紙1 (1) 営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標

[個別経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲（有機栽培＋普通栽培）＋啓翁桜＋大豆	〈作付面積〉 水稲（有機栽培）＝2.5ha 水稲（普通栽培）＝3.0ha 啓翁桜＝2.4ha 大豆＝1.0ha 〈経営面積〉 8.9ha	〈主な資本装備〉 トラクター（28PS） 1台 田植機（乗用5条） 1台 バインダー（2条） 1台 中耕除草機 1式 育苗関連機械 1式 〈その他〉 有機栽培米は全て直売し、堆肥は購入する。 普通栽培米の乾燥調製作業は共同乾燥施設を利用する。
水稲＋きゅうり＋大豆	〈作付面積〉 水稲＝4.0ha きゅうり＝0.8ha 大豆＝1.0ha 〈経営面積〉 5.8ha	〈主な資本装備〉 トラクター（28PS） 1台 コンバイン（自脱型3条） 1台 田植機（乗用5条） 1台 育苗関連機械 1式 〈その他〉 水稲、大豆の乾燥調製作業は、共同乾燥施設を利用する。 きゅうりは、早熟・露地・抑制栽培の長期どりを組み合わせて出荷労働力の分散を図る。抑制は、早熟栽培の後作とする。

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+さくらんぼ +西洋なし	〈作付面積〉 水 稲 = 3.0ha さくらんぼ = 0.7ha 西洋なし = 1.3ha 〈経営面積〉 5.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター(28PS) 1台 コンバイン(自脱型3条) 1台 田植機(乗用5条) 1台 スピードスプレヤー (自走600%) 1台 雨除けテント 70a 〈その他〉 水稲の乾燥調製作業は、共同乾燥施設を利用する。 西洋なしは、早期摘果、適正着果を行い高品質果実を生産する。
肉用牛+水稲	〈頭数〉 繁殖牛 = 40頭 肥育牛 = 57頭 子 牛 = 27頭 〈作付面積〉 牧 草 = 5.0ha 水 稲 = 4.0ha	〈主な資本装備〉 牛 舎 635.1㎡ 堆肥舎 1棟 ブロードキャスター (600l) 1台 トラクター(40PS) 1台 田植機(乗用5条) 1台 コンバイン(自脱型3条) 1台 〈その他〉 公共放牧場の積極的な活用による省力化と低コスト化を図る。 水稲の乾燥調製作業は、ライスセンターを利用する。

営農類型	経営規模	生産方式
酪農	<p>〈頭数〉</p> <p>経産牛 = 60頭</p> <p>〈作付面積〉</p> <p>飼料作物 = 10.0ha</p>	<p>〈主な資本装備〉</p> <p>牛舎 454.5 m²</p> <p>パーラー 210.0 m²</p> <p>堆肥舎 1棟</p> <p>発酵乾燥ハウス 1棟</p> <p>トラクター(40PS) 1台</p> <p>〈その他〉</p> <p>牧草のロール・ラップサイレー ジ体系による省力・低コスト生産 を図る。</p> <p>家畜ふん尿の発酵乾燥ハウスに よる堆肥化処理を行う。</p>

[組織経営体]

営農類型	経営規模	生産方式
水稲+大豆+ 大豆作業受託 [主たる農業従事者4人]	〈稲作面積〉 水 稲 = 28.0ha 大 豆 = 12.0ha 大豆作業受託 = 25.0ha 〈経営面積〉 65.0ha	〈主な資本装備〉 トラクター (50PS) 2台 コンバイン (5条刈) 2台 田植機 (乗用6条) 2台 大豆コンバイン 3台 大豆乾燥機 1台 〈その他〉 水稲・大豆の乾燥調製作業は、 共同乾燥施設を利用する。 水稲は、早晩生品種を組み合わせ作業幅を確保する。

- (注) I 個別経営体に係る各営農類型ごとの経営規模及び生産方式の指標について、その前提となる労働力構成については、主たる農業従事者2人として示している。
- II 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる農業従事者が他産業並の労働時間で地域の他産業従事者と遜色ない水準の生涯所得を確保できる経営を行い得るもの。

(2) 経営管理の方法及び農業従事の態様等に関する指標

経営管理の方法	<ul style="list-style-type: none">① 経営の合理化、健全化を進めるため簿記記帳の普及により経営と家計との分離を図る。また、青色申告の普及を図る。② 家族農業経営については、その経営管理面を充実強化し、必要に応じて一戸一法人化を進める。生産組織については、経営の効率化、近代化を図り、熟度の高いものから地域の実情に応じて法人化への誘導を図る。③ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割の明確化を図る。④ 農業従事者の経営管理能力の向上を図るため、経営研修機会の確保に努める。⑤ 経営体質を強化するため自己資本の充実を図る。
農業従事の態様等	<ul style="list-style-type: none">① 農業従事者を安定的に確保するため、休日制及び給料制の導入を図る。② 農繁期における労働負担の軽減のため、臨時雇用者の確保を図る。③ 労働環境の快適化を進めるため、労働衛生に配慮した農作業環境の改善を図る。④ 労働の安全性の強化を図るため、農作業環境の整備、労務管理の充実、より安全な機械等の導入、休憩時間の確保等に努める。⑤ 農業従事者の資質向上を図るため、技術・労働改善等の研修会の確保に努める。⑥ 組織経営体においては、常時従事者全員の社会保険の加入、構成施設等の充実を図る。

別紙2 (第4の1(1)⑤関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第298条第1項の規定による地方開発事業団体外の地方公共団体(対象土地を農業条の利益を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第1条の6第1項第3号に規定する法人をいい、当該法人が、対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産公社(農地法施行令第1条の6第1項第4号の2に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

○ 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イ及びハに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農業生産法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号ハに掲げる要件

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準
<p>1. 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作物の通常栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合は、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第23条第1項の規定により農業委員会が定めている小作料の標準額を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産税評価額等を勘案して算出する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知)第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③借 賃 の 支 払 方 法	④有 益 費 の 償 還
<p>1. 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日まで当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、貸貸人に指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、高島町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借 賃 の 算 定 基 準
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業施設用地の借賃の額比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③借 賃 の 支 払 方 法	④有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借 賃 の 算 定 基 準
Iの①に同じ	<p>1. 作目等ごとに、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>

③借 賃 の 支 払 方 法	④有 益 費 の 償 還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者をいう。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対 価 の 算 定 基 準	②対 価 の 支 払 い 方 法
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額により行う取引その他特殊な事情で行われる取引を除く。）の価額の比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>

③所 有 権 の 移 転 の 時 期
<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>